

Q 住職である私の娘がこのたび結婚することとなり、婚約者を住職後継者として迎えます。結納にあたり法衣調製などの支度金を渡したいのですが、寺院会計から支出した場合、税の問題が生じますか？

また結婚式、披露宴には親族や知人のみならず多数の寺院関係者も招待します。これに要する費用を寺院会計より支出できますか？

A 結婚は本来、個人的な行事だと思われ  
ます。当事者双方の親族が縁を結ぶという側  
面もありますが、それとて両家の私的行事に  
違いありません。元来結納は、結婚の約束と  
両家の姻戚関係を結ぶ印として着物などを  
贈り合い、次第に品物に代わり現金を贈るよ  
うになったという説もあるようです。しかし  
現在の結納金は、結婚して新生活を営むため  
必要な衣類、家具、その他身の回りの用品を  
調達するために用いられるのが一般的だと

思われます。

このように考えると、結納金の授受は本来  
きわめて個人的な性格を有することで、住職  
後継者を迎える場合であっても同様に考え  
るべきです。したがって、結納金を寺院会計  
から支出することはできません。質問では法  
衣調製などの支度金を渡すとなり、通常の結  
納金に加えてさらに法衣購入費を含め、相当  
多額になると思われます。

寺院において購入する法衣は「職務遂行の  
ために必要である」ので、寺院会計から支出  
して何ら問題は生じませんが、寺院が直接購  
入しないで支度金として婚約者に支給した  
場合、結果は同じことになると言え、税の  
上では個人的支出と認定され、住職に対する  
給与として源泉所得税が課される可能性が  
高いと思われれます。たとえ結納金と支度金と  
を区分し、前者を個人負担とし後者を寺院か  
ら支出しても、金銭で支給すれば税の上では

課税を免れることが難しいと考えます。した  
がって、支度金ではなく法衣を寺院で調製し  
現物を渡すという措置が望ましいと考えま  
す。

次に、結婚式典の費用については、ほとん  
ど親族に限られるのが一般的ですから、個人  
で負担すべきでしょう。披露宴の費用につい  
ては、婚約者を寺院の住職後継者として迎え  
るということで寺院関係者を招くわけです  
から、寺院の渉外費という側面があるのは否  
定できませんが、親族や知人も出席するとい  
うことですから、個人的費用の側面があるの  
も明白です。

寺院関係者だけの出席であれば、住職後継  
者を迎えるための儀式と解することに異論  
はないでしょうから、寺院会計から支出して  
も税務上何ら問題はないと思えます。しかし、  
親族や知人を招くのはあくまで結婚披露が  
目的であって、住職後継者の披露という目的

はほとんどないと言ってよいでしょうから、言わば目的を異にする二つの会合を一度に開催する感がなくもないので、税務上の判断が難しいところです。

披露宴の出席者は必ず祝儀を持参されると思われまますから、祝儀を宴会費用にまます当し、不足金額を個人負担とすれば寺院会計と無関係になり望ましいとは思いますが、不足額が多額になる場合もあるでしょうから、一部を寺院で負担したいという考えも無理もないことです。

そこで、寺院関係者を招くのは寺院として住職後継者を迎えたことを披露するための寺院の儀式とあえて解釈して、それに相当する費用を算定し、寺院会計から支出することが認められてよいと考えます。具体的には宴会総費用を、寺院関係者の人数とその他の出席者の人数比で分けて、寺院関係者の人数に対応する部分の金額を寺院会計から支出す

るという方法です。支出費目は門信徒渉外費でよいでしょう。ただし寺院関係者からの祝儀金は、雑収入として寺院会計に入金すべきことは言うまでもありません。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp